

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外33名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (8)

平成27年1月19日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 穠 軌

外12名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙C号証（原子力発電所の構造、設備等に関するもの）

乙C第3号証 発電用原子力設備規格 維持規格（2008年版）（抜粋）

[表紙，発電用原子力設備規格序文，目次，A-1～9，

IA-1～8頁，解説目次，解説2-1-1頁，奥付]

作成者 社団法人 日本機械学会

作成年月日 平成20年10月6日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 維持規格は、ASME規格等を参考に、公正、公平、公開を重視したプロセスを経て、最新の技術的知見を反映して策定されたものであり、これの示す点検・検査の枠組みは、経年変換事象の検知を目的として標準検査を実施し、有意な欠陥があった場合には、原則として材料及び使用条件が類似の部位等を追加試験し、更に、特定の部位について特定の経年変換事象に着目した検知を行う個別検査を実施するといった、科学的かつ合理的なものであることを証する。

以上